

雲南市地域防災計画

（原子力災害対策編）

令和7年6月改訂



島根県 雲南市

雲南市地域防災計画「原子力災害対策編」沿革

平成25年2月21日 策定

平成26年5月29日 修正

平成28年6月24日 修正

平成30年5月30日 修正

令和元年5月22日 修正

令和4年6月24日 修正

令和5年6月1日 修正

令和6年6月3日 修正

令和7年6月2日 修正

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 雲南市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 雲南市地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3 島根県地域防災計画との関係	1
4 計画の修正	1
5 計画の用語	2
第3節 計画の前提	2
第4節 計画の周知徹底	3
第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第6節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	3
第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施	5
2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	5
第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5

第2章 原子力災害事前計画

第1節 基本方針	14
第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	14
第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収	14
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	14
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	14
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	15
1 情報の収集・連絡体制の整備	15
2 情報の分析整理	15
3 通信手段の確保	17
第7節 緊急事態応急体制の整備	17
1 警戒本部体制の整備	17
2 災害対策本部体制の整備	17
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	18
4 長期化に備えた動員体制の整備	18
5 防災関係機関相互の連携体制	18
6 応援体制の整備	18
7 オフサイトセンター	19
8 モニタリング体制等	19

9	専門家の派遣要請手続き	19
10	複合災害に備えた体制の整備	19
11	感染症の流行下における防護措置	20
12	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	20
第8節	避難受入活動体制の整備	20
1	避難計画の作成	20
2	避難所等の整備、確保	20
3	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	21
4	学校、保育所等施設におけるマニュアルの整備	23
5	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	23
6	住民等の避難状況の確認体制の整備	23
7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	23
8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	23
9	避難所等・避難方法等の周知	23
第9節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	23
1	飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制整備	23
2	飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	24
第10節	緊急輸送活動体制の整備	24
1	専門家の移送体制の整備	24
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	24
第11節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	24
1	救助・救急活動用資機材の整備	24
2	救助・救急機能の強化	24
3	原子力災害医療活動体制等の整備	24
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	24
5	防災業務関係者に安全確保のための資機材等の整備	24
6	物資の調達、供給活動体制の整備	25
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	25
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	25
第14節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	26
第15節	防災業務関係者の人材育成	26
第16節	防災訓練等の実施	27
1	訓練計画の策定	27
2	訓練の実施	27
3	実践的な訓練の実施と事後評価	28
第17節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	28
 第3章 異常時等の対策		
第1節	基本方針	29
第2節	環境放射線異常時の対策	29

第3節	発電所異常時の対策	30
第4節	情報収集事態及び警戒事態発生時の対策	31
第5節	災害警戒本部の設置	33
1	会議の開催	33
2	災害警戒本部の構成員	33
第6節	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	33
第7節	連絡員の派遣	33

第4章 緊急事態応急対策計画

第1節	基本方針	34
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	34
2	応急対策活動情報の連絡	37
3	一般回線が使用できない場合の対処	38
第3節	災害対策本部の設置	38
第4節	原子力災害合同対策協議会への出席等	44
1	現地事故対策連絡会議への派遣	44
2	原子力災害合同対策協議会への出席等	44
3	専門家の派遣要請	45
第5節	応援要請及び職員の派遣要請等	45
1	応援要請	45
2	職員の派遣要請等	45
3	自衛隊の派遣要請等	45
第6節	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	45
第7節	防災業務関係者の安全確保	46
1	防災業務関係者の安全確保方針	46
2	防護対策	46
3	防災業務関係者の放射線防護	46
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	47
1	住民等への情報伝達活動	47
2	住民等からの問い合わせに対する対応	48
第9節	避難、屋内退避等の防護措置	48
1	避難、屋内避難等の防護措置の実施	48
2	避難所等	50
3	広域一時滞在	50
4	避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施	51
5	安定ヨウ素剤の服用	51
6	要配慮者等への配慮	51
7	学校、保育所等施設における避難措置	51
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	51

9	警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置	51
10	飲食物、生活必需品等の供給	52
第10節	治安の確保及び火災の予防	53
第11節	飲食物の摂取制限、出荷制限	52
第12節	緊急輸送活動	53
1	緊急輸送活動	53
2	緊急輸送のための交通確保	54
第13節	救助・救急、消火活動に関する応援要請等	54
第14節	自発的支援の受入れ	55
1	ボランティアの受入れ等	54
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	55
第15節	行政機関の業務継続に係る措置	55

第5章 原子力災害中長期計画

第1節	基本方針	56
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	56
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	56
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	56
第5節	各種制限措置の解除	56
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	56
1	災害地域住民の記録	56
2	災害対策措置状況の記録	56
第7節	被災者等の生活再建等の支援	56
第8節	風評被害等の影響の軽減	57
第9節	被災中小企業等に対する支援	57
第10節	心身の健康相談体制の整備	57

別添1 原子力発電所から30km圏域の状況

別添2 緊急事態区分を判断するEALについて

別添3-1 防護措置等の実施フローの例

別添3-2 OILと防護措置について

別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、島根県（以下「県」という。）、雲南市（以下、「市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中又はその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

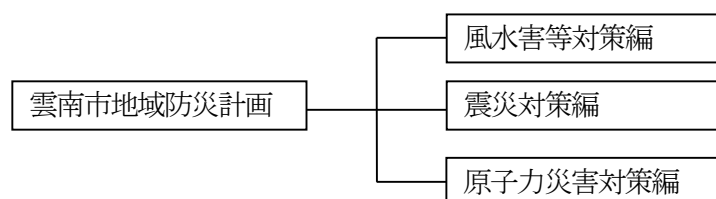
この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）」によるものとする。

市地域防災計画の構成



3 県地域防災計画との関係

市地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とするものとし、また、抵触することのないようにするとともに具体的な計画を定めておくものとする。

なお、作成及び修正について、県の協力を得るものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

この計画の修正手続は、市防災会議における審議を経て行われる。

5 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近傍の市町村）で震度5弱又は震度5強が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。
- (2) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- (3) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- (4) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

※上記(2)～(4)の区分に該当するかを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）は、別添2のとおりである。

- (5) 要配慮者・・・市地域防災計画（風水害等対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者をいう。
- (6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 - ① 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（②又は③に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 - ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 - ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- (7) 避難退域時検査及び簡易除染・・・避難住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査及び基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な方法による除染のことをいう。

※避難は、その実施状況等により「避難」と「一時移転」の2つに分類されるが、以下、本文における避難には一時移転を含む。

第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）、電気事業法等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々の厳しい規制が行われているが、発電所に万が一の事態が生じた場合に備えこの計画を策定するものである。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

市の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。

「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

また、実施すべき対策の内容に応じて、原子力災害対策指針及び県地域防災計画（原子力災害対策編）をもとに区域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は次表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲（別添1参照）

1 島根原子力発電所2号炉

(1) PAZ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

※ 東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

(2) UPZ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	PAZを除く全地区
出雲市	伊野地区、佐香地区、東地区、檜山地区、灘分地区、久多美地区、平田地区、西田地区、北浜地区、荘原地区、出東地区、国富地区、鰐淵地区、直江地区、久木地区、伊波野地区、出西地区、阿宮地区、鳶巣地区、川跡地区、上津地区、高浜地区、大津地区、四絡地区、今市地区、遥堪地区、鵜鷺地区、塩冶地区の一部（塩冶善行町、塩冶町の一部※、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、朝山地区の一部（朝山町）、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）
安来市	社日地区、十神地区、赤江地区、荒島地区、飯梨地区、能義地区、大塚地区、吉田地区、宇賀荘地区、広瀬地区、下山佐地区、菅原地区、布部地区、宇波地区、西谷地区、奥田原地区、山佐地区、島田地区の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）、安田地区の一部（伯太町安田）
雲南市	大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、海潮地区、塩田地区、加茂地区、木次地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区、三刀屋地区、一宮地区

※ 塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

2 島根原子力発電所1号炉※¹

UPZ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※ ² 、西長江町の一部※ ² ）

※¹ 国から廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた島根原子力発電所1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、UPZのみとし、島根原子力発電所2号炉におけるPAZと同一の範囲とする。

※² 東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添2参照）

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。U P Z外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、U P Z及びU P Z外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力し実施するものとする。（別添3・4参照）

第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次に定める事項のほか、市地域防災計画（風水害対策編）第1編第6章に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

雲南市

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
雲南市	防災部 防災安全課	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備 4 平常時モニタリングに関すること 5 市災害対策本部の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 緊急時モニタリングに対する協力 8 住民の避難、立入制限、救出等 9 県の原子力災害医療に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 県の汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 県の行う原子力防災対策に対する協力
	政策企画部地 域振興課	1 広域避難に係る陸路による緊急輸送の確保に関すること
	健康福祉部 健康福祉総務 課	1 災害時要援護者の避難の支援に関すること 2 福祉施設の避難の支援に関すること 3 福祉施設が策定する避難計画の支援に関すること 4 緊急時医療対策に関すること
	上下水道局 工務課	1 水道施設の防災管理、事後対策に関すること 2 被災地における飲料水の確保に関すること
雲南市教育 委員会	教育委員会 教育総務課	1 市立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防 災に係る指導等に関すること 2 市立学校児童生徒の安全対策に関すること 3 退避等に係る施設使用の協力に関すること 4 災害時における避難先での学校の運営に関すること
雲南市立病 院	総務課	1 原子力災害時の医療救護活動に関すること 2 入院患者の避難支援・避難先の確保に関すること

消防機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
雲南消防本 部	警防課	1 被ばく傷病者等（放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷 病者及びそれらの疑いのある者）の搬送 2 住民の避難・誘導等
雲南市消防 団	雲南市防災部 くらし安全室	1 住民の避難・誘導等

県

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県	原子力安全対策課	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備 4 防護資機材の整備 5 原子力災害医療体制の整備 6 環境条件の把握 7 平常時モニタリングに関すること 8 県災害対策本部の設置 9 災害状況の把握及び伝達等 10 放射性物質による汚染状況調査 11 緊急時モニタリングに関すること 12 避難退域時検査及び簡易除染に関すること 13 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 14 原子力災害医療に関すること 15 県防災ヘリを活用した防災活動 16 汚染飲食物の摂取制限等 17 緊急輸送及び必需物資の調達 18 汚染物質の除去 19 制限措置の解除 20 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 21 地域原子力防災協議会への参加等に関すること 22 松江市及び関係周辺３市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言
雲南警察署	警備課	1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること 3 緊急時防護措置を準備する区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること

指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	広域調整第二課	1 管区内各警察の指導、調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
中国四国防衛局	企画部地方調整課地方協力確保室	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局 (松江財務事務所)	総務課	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
中国四国厚生局	総務課	1 独立行政法人国立病院機構との情報共有並びに密接な連携
中国四国農政局	企画調整室	1 農林畜水産物等の安全確認のための調査への助言及び協力 2 原子力災害時における食料等の支援 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等
近畿中国森林管理局	企画調整課	1 災害対策に必要な国有林木材の供給
中国経済産業局	資源エネルギー環境部電力・ガス事業課	1 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関すること 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国地方整備局	防災室	1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置
中国運輸局	島根運輸支局輸送担当、総務企画担当	1 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局	出雲空港出張所	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
大阪管区気象台	松江地方気象台	1 気象状況等の把握、解析 2 緊急時モニタリングセンター等への支援
中国総合通信局	防災対策推進室	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

島根労働局	総務部総務課	1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施
中国四国地方環境事務所	総務課	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 家庭動物の保護等に係る支援 3 災害時における環境省本省との連絡調整
中国地方測量部	防災情報管理官	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

自衛隊

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
航空自衛隊 第3輸送航空隊	防衛部運用班	1 緊急輸送の支援
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部 防衛課	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 空中モニタリングの支援

指定公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)松江中央郵便局	総務部	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部	経営企画部 総務(山陰)	1 鉄道による緊急輸送の確保
日本貨物鉄道(株)関西支社	岡山支店 伯耆大山駅	1 鉄道による緊急輸送の確保
西日本電信電話(株)島根支店	設備部 災害対策室	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	プラットフォームサービス本部事業推進部 危機管理室	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	総務企画担当	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧
KDDI(株)	中国総支社管理部	
ソフトバンク(株)	総務本部地域人事総務部九州・中国人事総務課	
日本銀行	松江支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社	島根県支部事業推進課	1 医療救護活動の協力奉仕者(原子力災害医療派遣チームを除く。)の連絡調整
独立行政法人国立病院機構本部中国四国グループ	総務経理課	1 医療、助産等救護活動の実施
日本放送協会(NHK)	松江放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
雲南市飯南町事務組合	木次局	1 緊急事態応急対策等の広報活動 2 原子力防災に関する知識の普及

西日本高速道路(株)	保全サービス統括課	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い 3 緊急輸送路の確保 4 広域避難者の車両通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
日本通運(株)	山陰支店 松江事務所	1 陸路による緊急輸送の確保
福山通運(株)	—	
佐川急便(株)	—	
ヤマト運輸(株)	—	
西濃運輸(株)	—	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター	1 緊急時モニタリング体制の整備に関すること 2 専門家の派遣に関すること 3 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関すること 4 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学研究所	1 原子力災害医療に関すること 2 専門機関との連携強化に関すること 3 専門家の派遣に関すること 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること 5 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関すること 6 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること
中国電力(株)	島根原子力本部	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等） 6 異常時における連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 県等が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力 9 県、松江市及び関係周辺3市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力

指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
一畑バス(株)	管理部	1 陸路による緊急輸送の確保
(株)山陰放送	松江支店	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	
日本海テレビジョン放送(株)	松江支社	
(株)エフエム山陰	放送事業部	
雲南市医師会	事務局	1 災害時における医療救護活動の実施
島根県LPガス協会	—	1 LPガス施設の防災管理と災害復旧 2 LPガスの供給
社団法人島根県トラック協会雲南地区会員	事務局	1 陸路による緊急輸送の確保

原子力災害に対応する医療機関等

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
基幹高度被ばく医療支援センター	1 特に重篤な被ばく傷病者の診療等の実施 2 高度専門的な教育研修等の実施 3 特に重篤な被ばく傷病者の診療等に係る研究開発・人材育成
高度被ばく医療支援センター	1 重篤な被ばく傷病者の診療等の実施 2 専門的な教育研修等の実施 3 専門家の派遣
原子力災害医療・総合支援センター	1 医療機関連携体制の構築 2 原子力災害医療派遣チームの派遣調整・同チーム構成員の養成
原子力災害拠点病院	1 被ばく傷病者等(放射性物質による汚染の疑いのない傷病者を含む。)の受入・適切な医療の実施 2 原子力災害医療に関する教育訓練 3 原子力災害医療派遣チームの編成
原子力災害医療協力機関	1 原子力災害医療に関する必要な支援

その他公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県農業協同組合雲南地区本部	総務課	1 協定に基づく生活関連物資の確保に関する事 2 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関する事 3 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関する事 4 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関する事 5 原子力災害に関する広報に関する事 6 組合員への支援に関する事
大原森林組合	総務課	1 協定に基づく生活関連物資の確保に関する事 2 林産物の汚染調査等に対する協力に関する事 3 放射性物質による汚染林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関する事
飯石森林組合	総務課	4 原子力災害に関する広報に関する事 5 組合員への支援に関する事
斐伊川漁業協同組合	組合事務所	1 水産物の汚染調査等に対する協力に関する事 2 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関する事
雲南市商工会	雲南市商工会本所	1 緊急時応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・斡旋に関する事 2 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関する事 3 原子力災害に関する広報に関する事 4 会員事業所への支援に関する事
指定避難所管理者		1 退避施設としての協力に関する事
雲南市建設業協会	事務局	1 陸路による緊急輸送の確保に関する事 2 災害復旧に関する事業の協力に関する事
雲南市社会福祉協議会	総務課	1 災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関する事
防災上必要な施設の管理者 社会福祉施設経営者		1 施設入所者などの避難計画の策定に関する事 2 施設入所者の安全確保に関する事 3 災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関する事

その他関係機関

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
島根原子力規制事務所	原子力運転検査官	1 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について検査 2 特定事象発生後、施設の状況確認
	原子力防災専門官	1 県、松江市及び関係周辺3市への防災計画等に対する指導、助言等 2 中国電力㈱への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等
	上席放射線防災専門官	1 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等

第2章 原子力災害事前計画

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、中国電力㈱が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 中国電力㈱が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者[*]の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収

- (1) 市は、必要に応じ中国電力㈱から県を通じた報告及び県が実施する適時適切な立入検査に同行すること等により、中国電力㈱が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査に同行する市の職員は、市長から権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査に同行するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時の対応等については、原子力防災専門官及び地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、緊急時モニタリングの際に試料採取等において、可能な範囲で協力するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力㈱及びその他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保
市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力㈱その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
- (2) 機動的な情報収集体制
市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。
- (4) 非常通信協議会との連携
市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- (5) 移動通信系の活用体制
市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。
- (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築
市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデー

データベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び中国電力㈱と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、防護措置の判断に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市役所及びオフサイトセンターに適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

① 発電所に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 発電所の施設の配置図

イについては、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から写しをとることにより整備する。

② 社会環境に関する資料

ア 種々の縮尺の周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）、安定ヨウ素剤の事前配布状況
ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 地域で定められている一時集結所の施設に関する資料

オ 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設（保育所、認定こども園、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する事項）

キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

ク 放射線防護対策工事の実施施設に関する資料

③ 防護措置の判断に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 中国電力㈱を含む防災業務関係機関の緊急時の対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 中国電力㈱との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難経由所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町間の調整済のもの）

3 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動通信基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制の整備に努めるものとする。

なお、各機関等が実施することが想定される措置等については、別添4のとおりとする。

1 警戒本部体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、次のいずれかに該当した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

- ① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連事項で定める線量率異常が確認されたとき（機器の故障、自然現象等による場合を除く）
- ② 発電所から県に「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）第10条の異常時における連絡があったとき
- ③ 情報収集事態の発生を認知した場合
- ④ 警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

- ① 災害警戒本部の設置場所
災害警戒本部は、市役所（301会議室）に設置するものとする。
- ② 職務権限
本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について市災害応急対策に定めておくものとする。
- ③ 参集配備体制
参集配備体制については、発電所の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえ定めるものとする。

2 災害対策本部体制の整備

市は、施設敷地緊急事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

① 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所（３０１会議室）に設置するものとする。

② 職務権限

本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領（毎年度市災害応急対策において定める。）に定めておくものとする。

③ 参集配備体制

参集配備体制については、発電所の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえ定めるものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第１５条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第２３条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び鳥取県等とともにオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力㈱の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、鳥取県、市、関係機関及び中国電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力㈱、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 応援体制の整備

(1) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるも

のとする。

(2) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、民間事業者や市町村間の協力協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

市は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、市及び県の広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

(市)

- ・災害時の相互応援に関する協定（県及び県内 19 市町村）
- ・山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定（12 市）
- ・全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定（9 市 4 町）
- ・雲南市・豊明市災害時等相互応援に関する協定
- ・雲南市・岩沼市災害時相互応援に関する協定
- ・雲南市・東御市災害時相互応援に関する協定

(県)

- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- ・中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ・災害等発生時の中国 5 県相互応援に関する協定
- ・災害時の相互応援に関する協定（県及び県内 19 市町村）
- ・原子力災害時の相互応援に関する協定（原子力発電所立地県等 14 道府県）
- ・原子力災害時等における広域避難に関する協定（岡山県、広島県）

7 オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

8 モニタリング体制等

市は、県が行う緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図ることに協力するものとする。

9 専門家の派遣要請手続き

市は、発電所より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じて県の協力を得て国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

10 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性

を認識し、備えを充実するものとする。

11 感染症の流行下における防護措置

市は、感染症の流行下において、原子力事故が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施するなどの感染拡大・予防対策を十分考慮し、国、県、松江市、出雲市及び安来市等と連携し対応する。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県、国、指定公共機関及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難受入活動体制の整備

1 避難計画の作成

市及び県は、国、関係機関及び中国電力㈱の協力のもと、避難計画を作成するものとする。なお、避難計画については、県、松江市、出雲市、安来市及び雲南市が、それぞれの整合性を取るものとする。

【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時にはPAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

【共通】

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難所等の整備、確保

(1) 避難所等の整備

ア 広域避難の場合

市及び県は、避難先自治体を管轄する県と調整の上、公民館、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難先自治体の同意を得て避難所等としてあらかじめ選定しておくものとする。

また、県は国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、当該計画でいう広域避難とは、市外避難のことをいう。

イ 市内避難の場合

市は、公民館、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

ウ 共通

避難所等の指定及び選定に当たっては、要配慮者等に十分配慮するものとする。

なお、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市及び県は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。
なお、県は必要に応じ、国に協力を求めるものとする。

(3) 避難手段の確保

バス等の避難手段については、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら手配する体制を整備するものとする。

(4) 屋内退避体制の整備

市は、屋内退避体制の整備について県の助言を得るものとする。

(5) 病院、社会福祉施設、災害対策拠点施設等への放射線防護対策

県は、原子力緊急事態において、早期の避難が困難である入院患者や高齢者、障がい者等の要配慮者が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、社会福祉施設、災害対策拠点施設等への放射線防護対策に努めるものとする。

(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(7) 応急仮設住宅等の整備

市は、県、国及び企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(8) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、要配慮者等への対応を強化するため、要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導・安否確認等を行うための体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿等を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿等は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努めるものとする。

避難支援等に携わる関係者は次のとおりとする（以下同じ。）。

ア 消防機関（消防本部、消防署、消防団）

イ 警察機関（警察本部、警察署）

ウ 社会福祉協議会

エ 地域自主組織

オ 自治会

カ 民生委員・児童委員

キ 介護支援専門員

ク 相談支援専門員

ケ その他市長が特別に認める者

(4) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(5) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮に努めるものとする。

(7) 市は、県の協力のもと、避難行動要支援者に含まれない要配慮者に関する情報の共有に努めるとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

(8) 病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における防災・災害情報伝達、避難先病院との受入れ調整、避難誘導、避難先病院での医療支援等についての避難計画を作成するものとする。

(9) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等について、施設の実情に応じた避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校、保育所等施設におけるマニュアルの整備

学校、保育所等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルール、避難方法等についてのマニュアルを作成するものとする。

なお、第3章に掲げる異常時等の発生時には保護者への引き渡しを開始するなど、早期の対応を行うものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

7 居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県及び国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等を策定するものとする。

9 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のため、市は、国、県及び中国電力(株)と連携の上、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、県が専門家の移送体制を整備するに際しては、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

(2) 市の道路管理者と県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県及び国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を参考に、県、医療機関等と連携して、UPZ内であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくとともに、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、県、国及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するように努めるものとする。
- (2) 市は、県及び国と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市及び県は、住民等への的確な情報伝達を行うため、あらかじめ以下の措置を講じておくものとする。

- (1) 市は、国及び県と連携し、警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、告知放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用、防災無線等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受け

た地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

市庁舎の退避先は、原則としてUPZ（原発から概ね30km圏）外に、職員の宿舎又は物資の集積場所等、施設の利便性を考慮して定めるものとし、万が一第1順位の施設が立ち退きの指示等を受け避難できない場合等には第2順位とする次に掲げる施設に退避するものとする。また、複合災害を想定し、臨機の対応がとれるよう避難先施設の確保に努めるものとする。

庁舎の業務を行うべき退避先施設

順位	業務を行うべき退避先施設の名称	住 所
1	吉田総合センター	雲南市吉田町吉田 1066
2	掛合総合センター	雲南市掛合町掛合 2151-1

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等

(1) 市は、県、国及び中国電力㈱と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避、避難に関すること
- ⑦ 要配慮者等への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑩ その他必要事項

(2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 市及び県は、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、地域の実情に応じ可能な限りその具体的内容を防災無線、告知放送、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の広報媒体を利用し、防災知識の普及を図るものとする。

第 15 節 防災業務関係者の人材育成

市は、県及び国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国及び指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第 16 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、中国電力㈱等関係機関の支援のもと、
- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
 - ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時モニタリング訓練
 - ⑤ 原子力災害医療訓練
 - ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - ⑦ 周辺住民避難訓練
 - ⑧ 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- (2) 市は、県が内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

- (1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、中国電力㈱等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、中国電力㈱等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県と連携して訓練を実施するにあたり、内閣府、原子力規制委員会、中国電力㈱の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、県と連携して訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、県、国及び中国電力(株)と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、県と連携して必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を考慮し、中国電力㈱と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県防災危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 異常時等の対策

第1節 基本方針

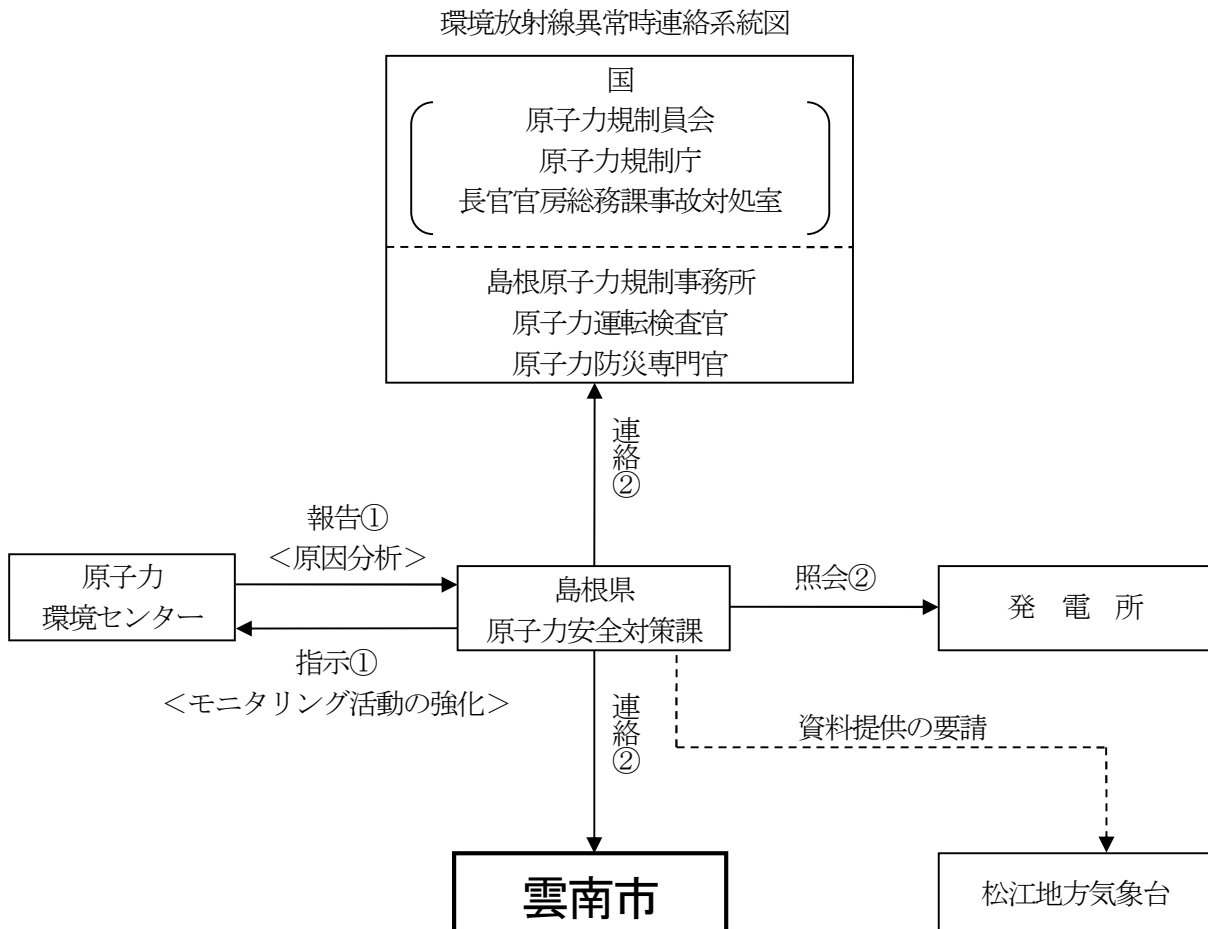
本章は、次のいずれかに該当した場合における災害への拡大の未然防止のための対策を示したものである。

- ① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連事項に定める線量率異常が確認されたとき
- ② 発電所から県に安全協定第10条の異常時における連絡があったとき
- ③ 情報収集事態及び警戒事態が発生したとき

第2節 環境放射線異常時の対策

モニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連事項に定める線量率異常が確認されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、県は市に対してその状況を連絡するものとする。

- ア 核爆発実験等の情報収集
- イ モニタリング活動の強化
- ウ 発電所内の放射線異常の有無の調査
- エ その他必要な調査



○数字：連絡等順番

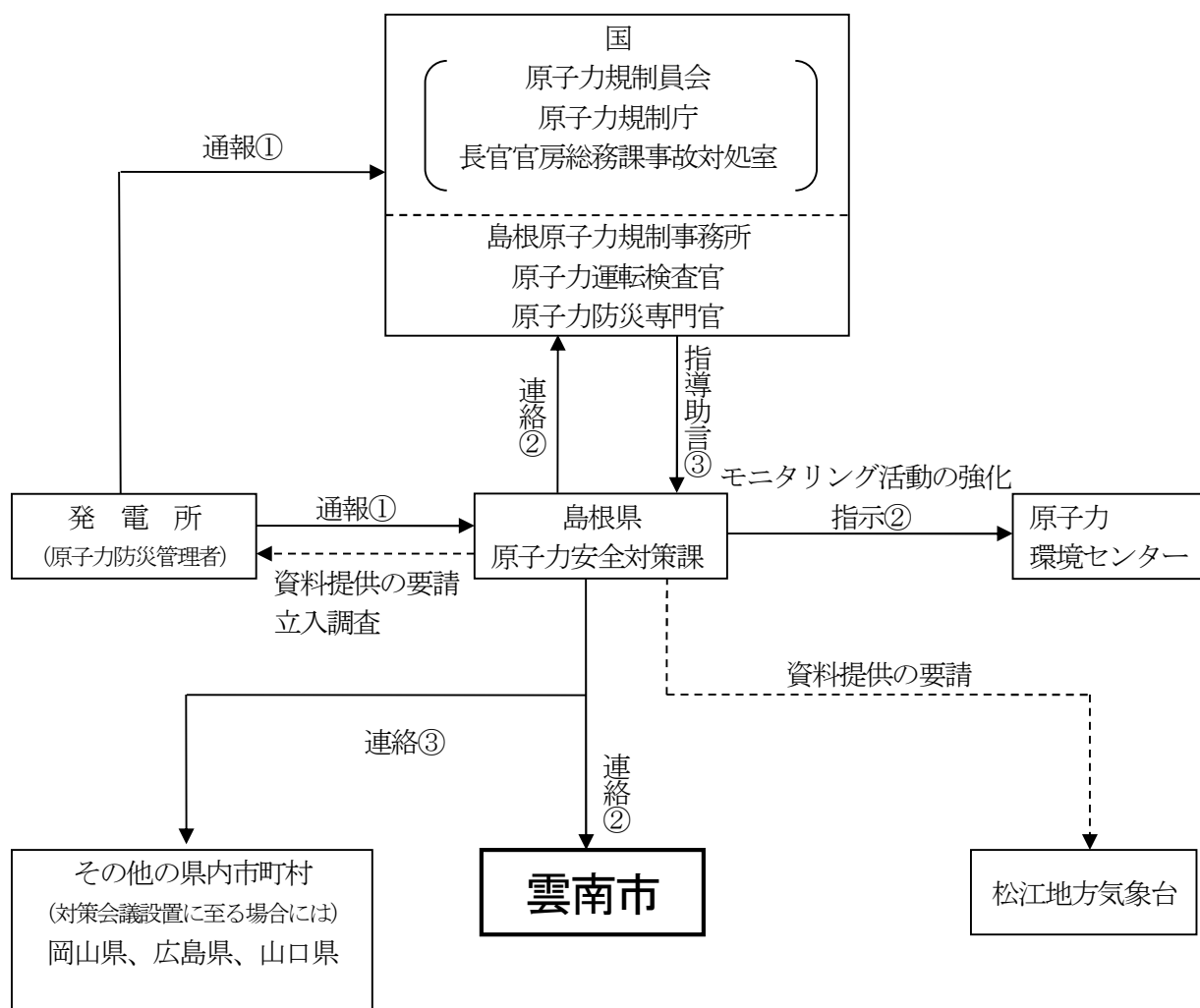
- - -：必要と認めたとき

第3節 発電所異常時の対策

県は、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったときは、市に連絡するものとする。

また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに市に対してその状況を連絡するものとする。

発電所異常時連絡系統図



○数字：連絡等順番

- - -：必要と認めたとき

第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、地震などの自然災害発生の際にとる体制に準じた体制をとるものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

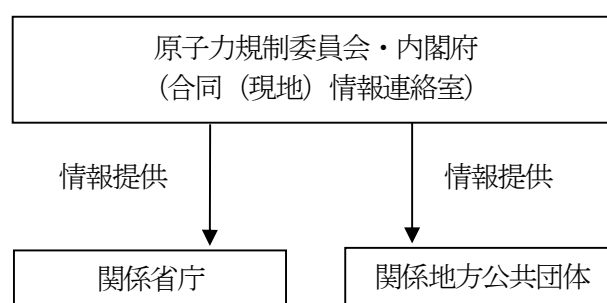
また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。さらに、P A Zを含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うよう、U P Z外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。

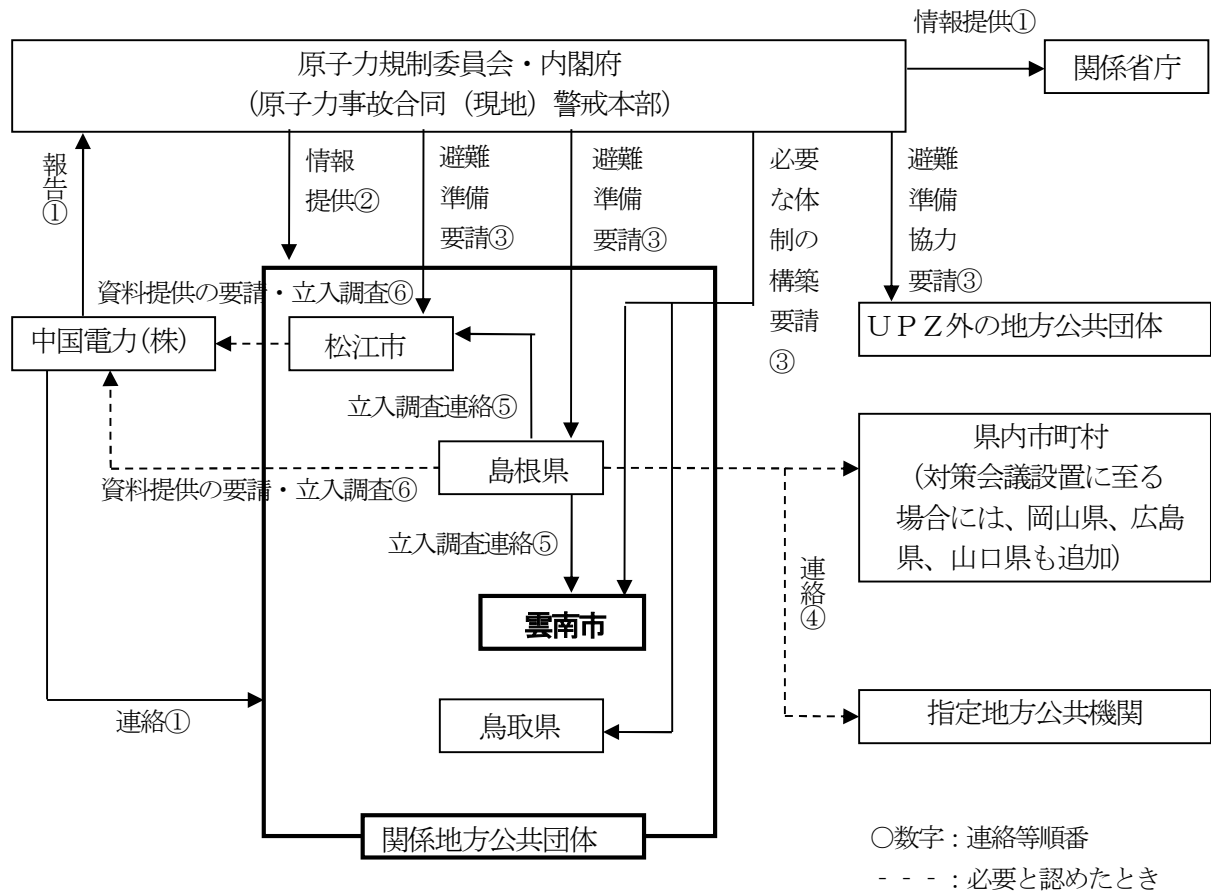
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともにその状況を市に連絡するものとする。

情報収集事態発生情報等連絡系統図



警戒事態発生情報等連絡系統図



第5節 災害警戒本部の設置

市は、次のいずれかに該当した場合において、副市長が必要と判断したとき、市のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。

- ① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連事項に定める線量率異常が確認されたとき
- ② 発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったとき
- ③ 情報収集事態及び警戒事態が発生したとき

1 会議の開催

必要に応じて、災害警戒本部会議を開催するものとする。

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部会議の構成は、次の表のとおりとする。

本部長	副市長
副本部長	防災部長
本部員	総務部長、政策企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策局長、農林振興部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、上下水道局長、教育部長、総合センター所長、市立病院事務部長
本部連絡員	防災部防災安全課職員及び総務課職員

第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングの実施等について国や県等の関係機関に協力する。

第7節 連絡員の派遣

市は、警戒事態の発生を認知したきは、県庁へ連絡員を派遣するものとする。
また、県に対し連絡員の職氏名、緊急連絡先、到着予定時間等を報告するものとする。

第4章 緊急事態応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

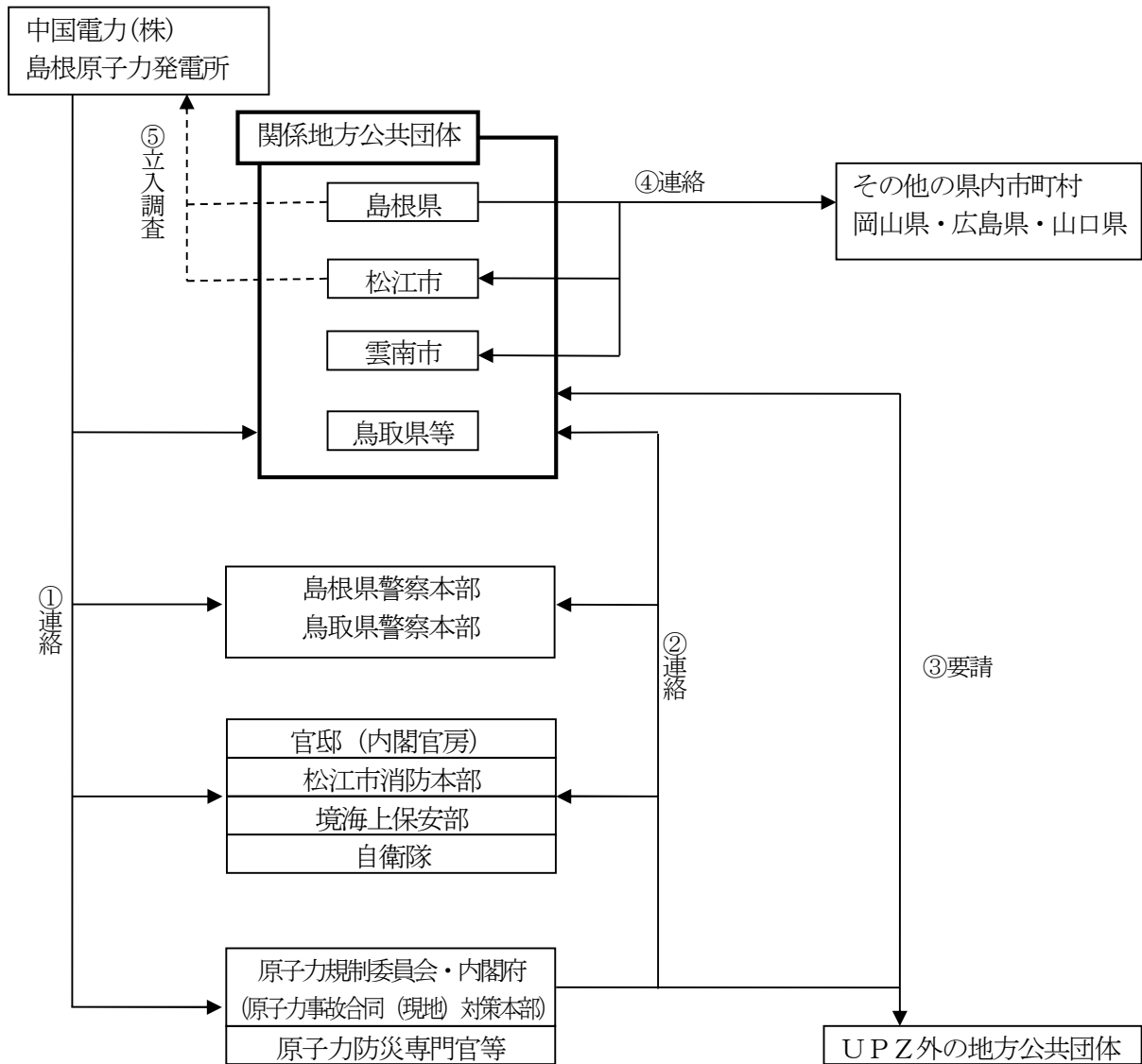
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

- ① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、施設敷地緊急事態において原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZを含む市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ③ 市は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。
- ④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡することとされている。

発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図



○数字：連絡等順番

- - -：必要と認めたとき

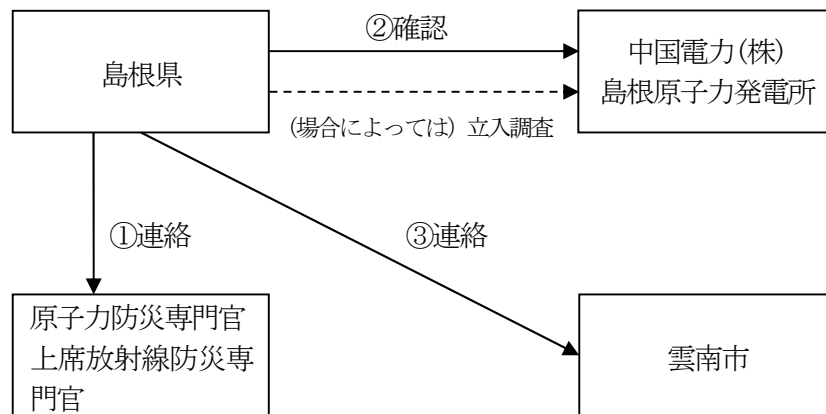
(2) 県が管理するモニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、発電所から通報がない状態において県が管理するモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとする。

また、県はその原因の解明に努めるとともに、必要に応じて立入調査を行い、市に対してその状況を連絡するものとする。

② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、発電所に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

県モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見時の連絡系統図



2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 発電所は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状態、発電所の応急対策活動の状況及び発電所に設置された事故対策本部設置（緊急時対策本部）の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する発電所等への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が要請する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

③ 市は、県及び国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、発電所等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

④ 市は、県及び指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

⑤ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の準備状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑥ 市及び県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

⑦ 国（原子力利用省庁）は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣するものとされている。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県及び市は通報を受けた事象に対する発電所へ

の問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び中国電力㈱その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- ④ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

- ⑤ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ中国電力㈱、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を市に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3節 災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

次の各号に該当するとき、市長は災害対策本部を設置する。

- ① 施設敷地緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあったとき
- ② 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において施設敷地緊急事態発生通報基準以上の数値が検出されたとき
- ③ そのほか、発電所において発生した事故の状況から災害対策本部の設置を要すると市長が判断したとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所301会議室（災害対策本部室）に設置する。

(3) 災害対策本部の設置等の連絡

- ① 災害対策本部を設置したときは、その旨を県その他の必要な関係機関に連絡する。
- ② 災害対策本部を廃止したときは、①の設置の場合に準じて連絡するものとする。

(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

① 災害対策本部長

災害対策本部の本部長は市長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、市長が不在等の場合には、以下の順位で権限を委譲する。

第1順位 副市長

第2順位 防災部長

第3順位 総務部長

② 災害体制及び動員

災害対策本部が設置された場合の災害体制は、次表のとおりとする。

なお、災害体制別の動員計画は、別に定める。

災害対策本部の事務分掌表

部	部長職	班名	班長職	構成課(室) 名	事務分掌
防災部	防災部長 (副) 次長	事務局	防災安全課長 原子力防災対策室長 くらし安全室長	防災安全課 原子力防災対策室 くらし安全室	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②被害の集計発表及び報告に関すること ③災害体制の指示及び伝達に関すること ④防災無線等の災害通信設備に関すること ⑤警戒本部及び災害対策本部の運営に関すること ⑥オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関すること ⑦防護対策実施上の企画調整に関すること ⑧災害対策に係る総合調整に関すること ⑨緊急時モニタリングへの協力に関すること ⑩モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑪消防署、消防団との連絡調整に関すること ⑫災害救助、救急の総括に関すること ⑬消防団員の動員及び配備計画に関すること ⑭緊急通行車両の届出事務に関すること
総務部	総務部長 (副) 次長	総務班	総務課長	総務課	①各部、各班との連絡調整に関すること ②本部長の命令及び指示の伝達に関すること ③関係機関との連絡調整に関すること ④情報の授受及び整理に関すること ⑤警戒本部及び災害対策本部の運営支援に関すること ⑥本部要員の装備用具に関すること ⑦原子力防災資機材の確保に関すること ⑧事務局の応援に関すること

		渉外班	秘書室長 人権推進 室長・人権 教育室長 (政策企 画部広報 広聴課長)	秘書室 人権推進 室・人権教育 室 (政策企画 部広報広聴 課)	①報道機関への緊急時広報に関する事 ②報道機関との連絡調整に関する事 ③報道内容の把握に関する事 ④本部長及び副本部長の秘書に関する事 ⑤災害見舞い視察者の接遇に関する事 ⑥市民への広報・広聴活動に関する事 ⑦災害記録誌等の製作に関する事
		人事班	人事課長 行財政改 革推進課 長	人事課 行財政改 革推進課	①職員の動員及び配備計画に関する事 ②職員及び家族の被災状況の把握に関する事 ③職員の災害派遣に関する事 ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ⑤職員の給食に関する事 ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する事 ⑦職員の被ばく管理に関する事 ⑧職員の公務災害補償に関する事
		財政班	財政課長	財政課	①災害対策経費の予算措置に関する事
		管財班	管財課長	管財課	①災害対策用資機材の調達及び賃借に関する事 ②災害対策車両の確保及び配車に関する事 ③緊急通行車両の届出事務に関する事 ④庁内電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤市有財産(普通財産)の緊急使用に関する事
		情報シ ステム 班	情報シス テム課長	情報システ ム課	①情報ネットワーク施設及び庁内ネットワークに関する事
政策企画部	政策企画 部長 (副) 次長	政策班	政策推進 課長	政策推進課	①被災状況の把握の総括に関する事 ②自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ③応援要請、派遣要請、受入準備に関する事 ④避難所の管理運営に関する事
		広報広 聴班	広報広聴 課長	広報広聴課	①緊急時広報の総括に関する事 ②報道機関への発表についての連絡調整に関する事
		交通班	うんなん 暮らし推 進課長 交通政策 室長	うんなん暮 らし推進課 交通政策室	①住民避難用車両の確保に関する事 ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関する事 ③住民の避難搬送に関する事 ④緊急通行車両の届出事務に関する事 ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関する事
		国際班	地域振興 課長	地域振興課	①外国人への緊急時広報に関する事 ②外国人の被災状況の把握に関する事 ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関する事 ④被災外国人の援護に関する事 ⑤外国人への災害対策に必要な要員確保に関する事 ⑥外国人への災害対策に係る総合調整に関する事
市民環境部	市民環境 部長 (副) 次長	市民班	市民生活 課長 環境政策 課長	市民生活課 環境政策課	①県が行うモニタリングへの協力に関する事 ②市民に対する緊急時広報に関する事 ③市民の被災状況の把握に関する事 ④市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事

					こと ⑤市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑥避難所での被災地住民登録に関する事 ⑦市民の所在確認に関する事 ⑧国民年金、国民健康保険料の減免に関する事
		税務班	税務課長	税務課	①災害に伴う税の減免に関する事 ②避難地区住民の輸送に関する事 ③食糧及び物資等の輸送に関する事 ④災害対策要員の輸送に関する事 ⑤各部、各班の支援に関する事 ⑥避難所の管理・運営に関する事
		支援班	債権管理 対策課長 国土調査 課長	債権管理対 策課 国土調査課	①避難地区住民の輸送に関する事 ②各部、各班の支援に関する事 ③避難所の管理・運営に関する事
健康福祉部	健康福祉 部長 (副) 次長	福祉班	健康福祉 総務課長 長寿障がい福祉課 長	健康福祉総 務課 長寿障がい福祉課	①災害救助の総括に関する事 ②避難行動要支援者等の避難支援に関する事 ③避難行動要支援者等の被災状況の把握に関する事 ④被災地区住民の生活支援に関する事 ⑤炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関する事 ⑥義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関する事 ⑦災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑧身体障がい者等要配慮者の安全確保に関する事 ⑨老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ⑩日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関する事 ⑪避難地区住民の輸送に関する事 ⑫避難所の管理・運営に関する事
		医療班	保健医療 政策課長 健康推進 課長 身体教育 医学研究 所事務局 長	保健医療政 策課 健康推進課 身体教育医 学研究所う んなん	①緊急時医療対策に関する事 ②医療品、衛生材料の確保に関する事 ③安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ④被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑤避難行動要支援者等の安全確保に関する事 ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑦防災業務関係者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑧避難所健康相談窓口の設置に関する事 ⑨避難所の衛生管理に関する事
こども政策局	こども政 策局長 (副) 次長	幼児班	こども政 策課長 こども家 庭支援課 長	こども政策 課 こども家庭 支援課	①幼児、園児等の被災状況の把握に関する事 ②幼児、園児等の安全確保に関する事

農林振興部	農林振興部長 (副)次長	農林振興班	農業総務課長 農業畜産課長 林業振興課長 農業委員会事務局長	農業総務課 農業畜産課 林業振興課 農業委員会事務局	①農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関する事 ②農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関する事 ③生鮮食料品等の確保及び供給に関する事 ④生鮮食料品等の輸送手段の確保に関する事 ⑤農林水産物、畜産物の流通対策に関する事 ⑥農作物及び家畜の災害対策に関する事 ⑦農林水産物、畜産物の風評被害対策に関する事 ⑧被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関する事 ⑨農協、漁協等との連絡調整に関する事 ⑩避難所の管理・運営に関する事
産業観光部	産業観光部長 (副)次長	企業班	商工振興課長	商工振興課	①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関する事 ②中小企業等の被災状況の把握に関する事 ③小売店舗の出荷制限に関する事 ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関する事 ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関する事 ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関する事 ⑦被災中小企業等への金融対策に関する事 ⑧商工会議所等との連絡調整に関する事 ⑨被災者の就労支援に関する事
		観光班	産業観光総務課長 観光振興課長	産業観光総務課 観光振興課	①観光客等一時滞在者への緊急時広報に関する事 ②観光客等一時滞在者の被災状況の把握に関する事 ③観光客等一時滞在者数の把握に関する事 ④観光に係る風評被害対策に関する事 ⑤観光客等一時滞在者の災害対策に係る総合調整に関する事 ⑥避難所の管理・運営に関する事
建設部	建設部長 (副)次長	道路班	建設総務課長 建設工務課長 農地整備課長	建設総務課 建設工務課 農地整備課	①市道の通行規制に関する事 ②道路交通の確保に関する事 ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ④避難道路の選定及び確保に関する事 ⑤避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑦交通規制に係る市民への指導に関する事 ⑧仮設住宅の供給に関する事 ⑨避難地区住民の輸送に関する事 ⑩避難所の管理・運営に関する事
		避難所支援班	都市計画課長 空き家対策室長 建築住宅課長	都市計画課 空き家対策室 建築住宅課	①避難所との連絡調整に関する事 ②避難所への支援物資の輸送に関する事 ③避難地区住民の輸送に関する事 ④避難所の管理・運営に関する事
道局 上下水	上下水道局長	水道班	総務課長 営業課長	総務課長 営業課	①飲料水源の確保及び使用規制に関する事 ②飲料水源の被災状況の把握に関する事

	(副) 次長		工務課長 下水道課 長	工務課 下水道課	③飲料水の給水対策に関する事 ④下水道施設の維持管理に関する事
会計課	会計管理 者	出納班	会計課長	会計課	①災害対策経費の収支に関する事 ②義援金の受領に関する事
支援部	議会事務 局長 (副) 次長	支援班	事務局次 長 監 査 委 員・公平委 員会事務 局長	総務課 監査委員・公 平委員会事 務局	①市議会議員への情報提供に関する事 ②市議会議員の被災状況の把握に関する事 ③各部の支援に関する事
教育部	教育部長 (副) 統括監 次長	学校教 育班	教育総務 課長 学校教育 課長 児童生徒 支援課	教育総務課 学校教育課 児童生徒支 援課	①学校との連絡調整に関する事 ②児童・生徒の被災状況の把握に関する事 ③学校教育施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関する事 ⑧応急教育に関する事 ⑨学校給食に関する事 ⑩非常炊き出しの実施に関する事 ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関する事
		生涯学 習班	社会教育 課長 キャリア 教育政策 課長 文化財課 長	社会教育課 キャリア教 育政策課 人権教育室 文化財課	①生涯学習施設等の災害応急対策に関する事 ②施設利用者の防護対策に関する事 ③避難所の供与に関する事 ④避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑤学校教育班の事務の支援に関する事
病院部	病院長 (副) 事務部長	医療班	総務課長 経営課長	総務課 経営課	①緊急時医療措置に関する事 ②緊急時医療対策に関する事 ③医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事
総合センター	所長 (副) 次長	地域班	自治振興 課長 市民福祉 課長 市民サポ ート課長	自治振興課 市民福祉課 市民サポー ト課	①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③市民の被災状況の把握に関する事 ④市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する 事 ⑤市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑥消防団との連絡調整に関する事 ⑦災害救助、救急の総括に関する事 ⑧住民への防護、避難対策に関する事 ⑨支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑩支所職員の装備用具に関する事 ⑪災害応急対策の総合調整に関する事 ⑫支所内の連絡調整に関する事 ⑬市民に対する緊急時広報に関する事

					⑭原子力防災資機材の確保に関すること ⑮避難所の管理・運営に関すること
--	--	--	--	--	--

(5) 災害対策本部の廃止

市長は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。（原子力災害事後対策実施区域がある場合は除く。）
- ② 発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認められるとき。

(6) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

(7) 災害対策本部の移転

市長は、市業務継続計画に基づき、市役所が所在する地区に対して避難のための立退きの指示等が出され、かつ、住民の避難が完了するなどにより、市役所で業務を行う必要がなくなったと認められる場合には、災害対策本部を吉田総合センター又は掛合総合センターへ移転することとする。

第4節 原子力災害合同対策協議会への出席等

1 現地事故対策連絡会議への派遣

(1) 現地事故対策連絡会議への派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

(2) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

さらに、オフサイトセンターと市災害対策本部との連絡調整のための職員を派遣するものとする。

3 専門家の派遣要請

市は施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請するものとする。

第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部設置後直ちに、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

また、市は、原子力被災道府県庁舎等へ派遣された原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員から構成される被災自治体支援チームが原子力被災者生活支援チームの下に設置された以降においては、当該チームと連携し、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に行うものとする。

なお、段階的な防護措置が完了した後の住民等とは、例えば、施設敷地緊急事態要避難者で避難が完了した住民や全面緊急事態において避難や一時移転が完了した住民等を指す。

第7節 防災業務関係者の安全確保

市は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

- (1) 原子力災害対策本部は、関係地方公共団体等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとしている。
- (2) 災害対策本部長は、原子力災害対策本部から指示があった場合など、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護の指標については、原子力災害対策指針に基づき、放射線業務従事者の平時における被ばく限度及び緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考に下表のとおり定めるものとする。

		緊急事態応急対策（人命救助等緊急やむを得ない活動を除く）に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合
実効線量限度		100mSv/5年	100mSv
		50mSv/年	
		女性※ 5mSv/3月	
		妊娠中の女性 内部被ばく 1mSv	—
等価線量限度	眼の水晶体	100mSv/5年	300mSv
		50mSv/年	
	皮膚	500mSv/年	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性 2mSv	—

※ 妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間（妊娠中）に該当しない女性

なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量ができる限り少なくなるよう努めるものとする。

また、被ばくの可能性のある環境下での活動を要請された組織は、必要に応じて要請した組織と協議の上、放射線防護に係る指標を定めることができるものとする。

- (2) 市は県と連携又は独自に被ばくの可能性のある環境下で活動する職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。
- (3) 市は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等において、国、県、発電所及び中国電力(株)と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては県及び国と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、民心の安定並びに要配慮者等、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び中国電力㈱と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合

わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

- (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。

また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。

- (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。

また、市は、県又は国の要請により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。県は、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。

- (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ内の避難等を行うこととし、PAZを含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。

市は、PAZ内の避難の実施に併せ、県又は国の指示等により、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うものとする。

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時放射線モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、

指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び県と連携し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

市及び県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。

一方で、市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会等は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

- (4) 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、市に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき市が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、市は、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について県に助言を求めるものとする。

- (5) 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。このうち避難に要するバスについては、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のバス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のタクシー協会等に要請し、確保するものとする。

- (6) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

- (7) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、輸送支援等の必要がある時は、県に要請するものとする。

- (8) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

また、この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市に対し避難所等となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

2 避難所等

市は、次の項目について県の支援を受けるものとする。

- (1) 緊急時に行う避難先、避難ルート等の住民等に対する周知に関すること。
- (2) それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に関すること。
- (3) 避難所における生活環境（被災者の健康状態の把握、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況）などの把握に関すること。
- (4) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に関すること。
- (5) 要配慮者等（福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等）に関すること。
- (6) 避難所の運営における女性の参画推進及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営（女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用衛生用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、女性や子育て家庭のニーズへの配慮など）に関すること。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保（応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等）に関すること。

3 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うとされている。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとされている。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うもの

とされており、市から県に求めを行った場合には、同様の助言を行うものとする。

(4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市及び県に代わって行うこととされている。

(5) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

(6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力㈱等と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

簡易除染により除染が不十分な場合には、簡易除染後の除染が可能な機関に搬送し除染の実施を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を参考に、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

6 要配慮者等への配慮

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を、屋内退避又は他の医療機関へ避難させるものとする。入院患者等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき避難等を行うものとする。

7 学校、保育所等施設における避難措置

学校、保育所等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、直ちに生徒等を保護者に引き渡し、避難等に備えさせるものとする。

また、生徒等の在校時に避難指示等が発令された場合は、迅速に避難等の措置をとって生徒等の安全を確保したのち、保護者への引き渡しを行うものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等が発令された場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示等が発出された区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

- (3) 市及び県は、備蓄物資の状況等踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

- (4) 県は、市における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

第10節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

市は、県の指示に基づき、実施するものとする。

(2) 県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施するものとする。

市は、県の指示に基づき、実施するものとする。

第12節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・屋内退避所、避難所を維持するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送	

(2) 緊急輸送体制の確立

① 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

この場合、災害対策本部内に輸送手段の把握管理を行う担当者を定め、競合や過不足が生じないように調整するものとする。

② 市は、人員、車両等の調達に関して、県及び関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県公安委員会は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施に当たっては、P A Z など緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県公安委員会は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県公安委員会は、交通規制に当たって、県災害対策本部において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第 13 節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は中国電力㈱その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 市は、救助・救急及び消火活動について応援等が必要であると判断した場合は、消防庁、県、中国電力㈱等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、災害の状況及び市内の消防力を考慮して必要であると判断した場合は、直ちに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の応援等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由
- ② 必要とする応援隊の種別・規模
- ③ 市への進出拠点及び進入経路

(4) 県は、自ら必要と認める場合又は市から被ばく傷病者等の協力機関、拠点病院、高度

被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第14節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ等

市、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災者（避難所）のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、義援金の配分について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第15節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定める市業務継続計画に基づき退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定める市業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第5章 原子力災害中長期計画

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、県にその旨を報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、県、国、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コ

コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、県及び国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、災害復旧資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、県及び国とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

別 添 資 料

別添 1 原子力発電所から30km圏域の状況



別添 2 緊急事態区分を判断する EAL について ※

※ この資料で示す EAL は、原子力災害対策指針が定める「各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み」から抜粋したものであり、今後、当該指針の改正や島根原子力発電所の設備の状況の変化等に応じて差し替えていくものである。

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

※島根原子力発電所 2 号炉に適用

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 4. 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 5. 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 1 5 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 6. 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 7. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 8. 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 9. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 10. 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 2 4 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 11. 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 12. 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 13. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 14. オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 2. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 3. 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 4. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 5. 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 6. 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 7. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 8. 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 9. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 10. 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 11. 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 12. 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 13. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 14. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 15. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 4. 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 5. 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 6. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 7. 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 8. 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 9. 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 10. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 11. 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 12. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 14. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までの掲げるものを除く。）

※島根原子力発電所1号炉に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 2. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 3. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 4. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. 原子炉の運転等のための施設

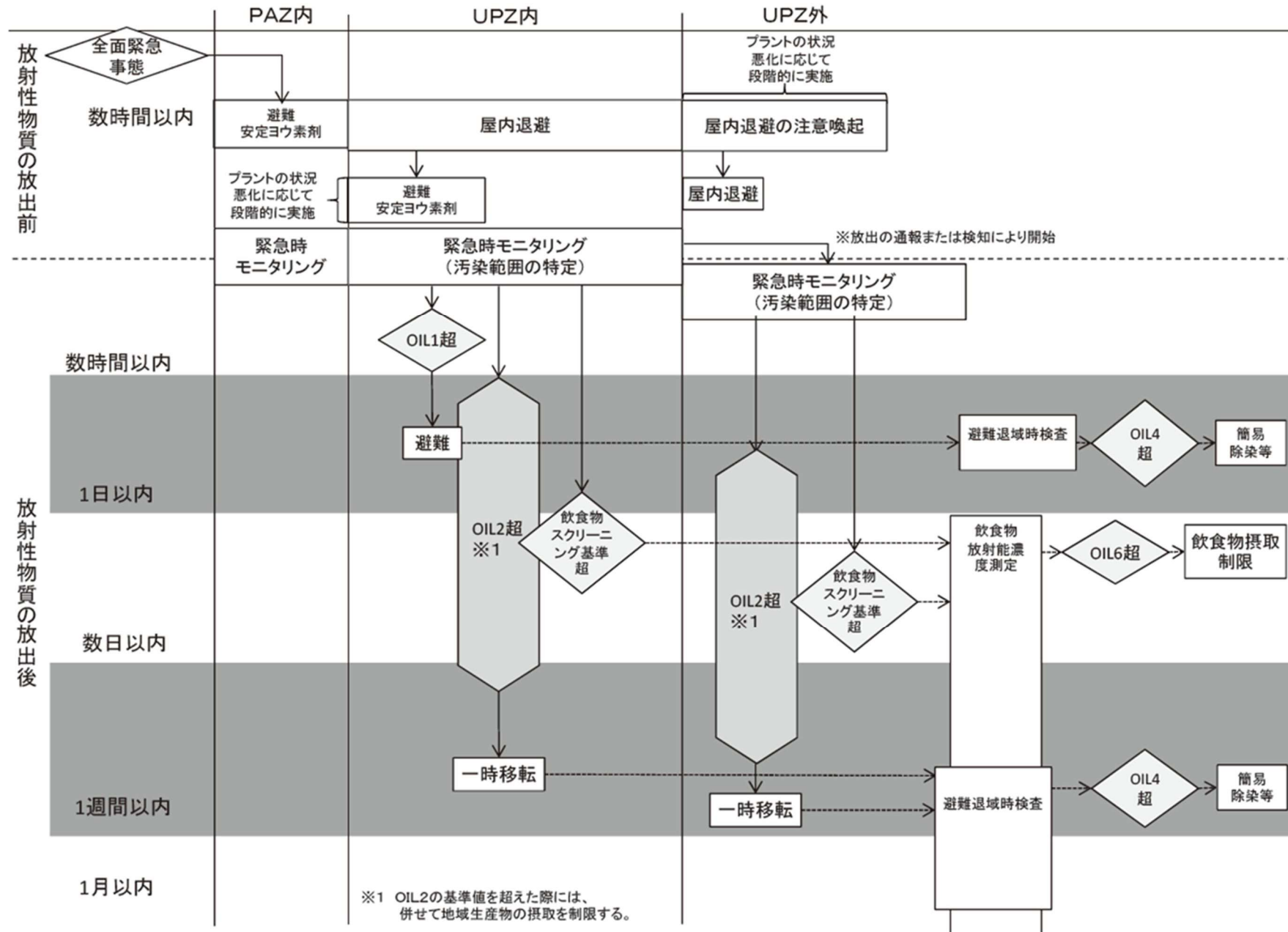
※島根原子力発電所1号炉に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 2. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 3. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 4. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

別添 3-1 防護措置等の実施フローの例



別添3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線：13,000cpm※ ⁴ 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ⁶ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別添 4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1 / 2)

※島根原子力発電所2号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に属する。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	事業 業 者 力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共 地 区 力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-
(「被災法」第10条の2第1項第2号に該当する事態を要請する場合は、これを要請する)	事業 業 者 力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共 地 区 力	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避者の避難の実施、避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定30分制】 ・安定30分制の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内避難】 ・屋内避難準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避者の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避者の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定30分制】 ・自治体に安定30分制の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内避難】 ・自治体に屋内避難準備を指示	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避者の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(「被災法」第15条の2第1項第2号に該当する事態を要請する場合は、これを要請する)	事業 業 者 力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共 地 区 力	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定30分制】 ・住民等への安定30分制の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内避難】 ・屋内避難の実施 【安定30分制】 ・安定30分制の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施 ・避難が困難な者の一時屋内避難を含む)を指示 【安定30分制】 ・自治体に安定30分制の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内避難】 ・自治体に屋内避難の実施を指示 【安定30分制】 ・自治体に安定30分制の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

別添 4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

※島根原子力発電所2号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

OIL	OIL 1	事業 原子 力 国	PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
			体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL 1	事業 原子 力 国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時屋内退避を促す)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
	飲食 物に 係る スクリー ニング 基準	事業 原子 力 国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測 定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範 囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL 4	事業 原子 力 国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への 協力	-	-	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の 実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示
	OIL 2	事業 原子 力 国	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の受 入れを要請
	OIL 6	事業 原子 力 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収 集・分析 ・個別の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施 を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収 集・分析 ・個別の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。